

平成26年9月定例会

議 案 説 明 資 料
予 算 に 関 す る 説 明 書
(平成26年度9月補正予算等関係)

生 活 環 境 部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成26年9月定例会議案説明資料目次

【予算関係】
（一般会計）

生活環境部

議案番号	件名	課名等	頁
議案第1号	平成26年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	（総括表） 水・大気環境課 循環型社会推進課 砂丘事務所 くらしの安心推進課 住まいまちづくり課	1 2 4 5 6 7
	2 歳入歳出事項別明細書	/	8
	3 節の明細	/	13
	4 債務負担行為に関する調書	水・大気環境課 砂丘事務所	14

【予算関係以外】

報告番号	件名	課名等	頁
報告第1号	議会の委任による専決処分の報告について （13）鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部改正について （平成26年8月26日専決）	緑豊かな自然課	15

議案説明資料総括表

生活環境部（単位：千円）

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(一般会計)								
水・大気環境課	700,701	1,224	701,925				1,224	
循環型社会推進課	218,297	1,600	219,897				1,600	
砂丘事務所	38,434		38,434					
くらしの安心推進課	161,287	500	161,787				500	
住まいまちづくり課	2,888,455	17,236	2,905,691				17,236	
合計	8,095,207	20,560	8,115,767	0	0	0	20,560	
(一般会計)								
水・大気環境課	[債務負担行為] 島根原子力発電所に係る平常時モニタリング事業に係る補正 他							
循環型社会推進課	PCB廃棄物処理対策推進事業に係る補正							
砂丘事務所	[債務負担行為] 鳥取砂丘新発見伝事業に係る補正							
くらしの安心推進課	生活衛生向上推進事業に係る補正							
住まいまちづくり課	環境にやさしい木の住まい助成事業に係る補正							

平成26年度一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

6項 防災費

水・大気環境課 (内線: 7206)

1目 防災総務費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考																					
				国庫支出金	起債	その他	一般財源																						
島根原子力発電所に係る平常時モニタリング事業	169,310	〔債務負担行為〕 61,257 0	〔債務負担行為〕 61,257 169,310	〔債務負担行為〕 61,257 0																									
トータルコスト	186,836	0	186,836	(補正に係る主な業務内容)																									
従事する職員数	2.2人	0.0人	2.2人	原子力環境センター(仮称)の分析機器整備																									
工程表の政策目標(指標)	-																												
事業内容の説明																													
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>島根原子力発電所に係る放射能モニタリングの拠点施設となる原子力環境センター(仮称)を平成26年度から平成27年度にかけて衛生環境研究所(湯梨浜町)に建築する予定である。</p> <p>この原子力環境センター(仮称)に整備する放射能の分析機器等のうち、早期に機種を特定し、建築工事の工程と納入調整を行う必要がある機器の購入について、債務負担行為を設定する。</p>																													
<p>2 主な事業内容</p> <p>(1) 原子力環境センター(仮称)整備に関するスケジュール</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成25年度</th> <th>平成26年度</th> <th>平成27年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地質調査</td> <td>→</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本・実施設計</td> <td></td> <td>→</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築工事</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> <tr> <td>分析機器整備</td> <td></td> <td></td> <td>→</td> </tr> </tbody> </table>										平成25年度	平成26年度	平成27年度	地質調査	→			基本・実施設計		→		建築工事			→	分析機器整備			→	
	平成25年度	平成26年度	平成27年度																										
地質調査	→																												
基本・実施設計		→																											
建築工事			→																										
分析機器整備			→																										
<p>(2) 年度計画</p> <p>ア 平成25年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地質調査、基本設計・実施設計(H25~H26年度) <p>イ 平成26年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力環境センター(仮称)工事着工、一部の分析機器を整備 <p>ウ 平成27年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力環境センター(仮称)竣工、分析機器を整備 																													
<p>(3) 債務負担行為の内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器</th> <th>用途</th> <th>金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>積算線量計照射装置等</td> <td>一定期間にわたる放射線量の測定及び線量計の校正</td> <td>44,464</td> </tr> <tr> <td>電気炉</td> <td>環境試料の灰化</td> <td>8,262</td> </tr> <tr> <td>実験台</td> <td>実験台</td> <td>6,204</td> </tr> <tr> <td>純水製造装置</td> <td>環境試料の調整、実験器具の洗浄水の製造等</td> <td>1,605</td> </tr> <tr> <td>乾燥機</td> <td>環境試料の乾燥</td> <td>722</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td>61,257</td> </tr> </tbody> </table>									機器	用途	金額(千円)	積算線量計照射装置等	一定期間にわたる放射線量の測定及び線量計の校正	44,464	電気炉	環境試料の灰化	8,262	実験台	実験台	6,204	純水製造装置	環境試料の調整、実験器具の洗浄水の製造等	1,605	乾燥機	環境試料の乾燥	722	合計		61,257
機器	用途	金額(千円)																											
積算線量計照射装置等	一定期間にわたる放射線量の測定及び線量計の校正	44,464																											
電気炉	環境試料の灰化	8,262																											
実験台	実験台	6,204																											
純水製造装置	環境試料の調整、実験器具の洗浄水の製造等	1,605																											
乾燥機	環境試料の乾燥	722																											
合計		61,257																											

平成26年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

水・大気環境課 (内線：7206)

4目 環境保全費

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
石綿飛散防止対策事業	1,350	1,224	2,574				1,224	
トータルコスト	28,437	1,224	29,661	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	3.5人	0.0人	3.5人	粉じん濃度測定機器の購入				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

解体等施工事業者が、大気汚染防止法及び鳥取県石綿健康被害防止条例を遵守し、適切に解体等作業を実施していることを確認するため、粉じん濃度測定機器を購入し、石綿漏洩に対する監視体制を強化する。

(背景)

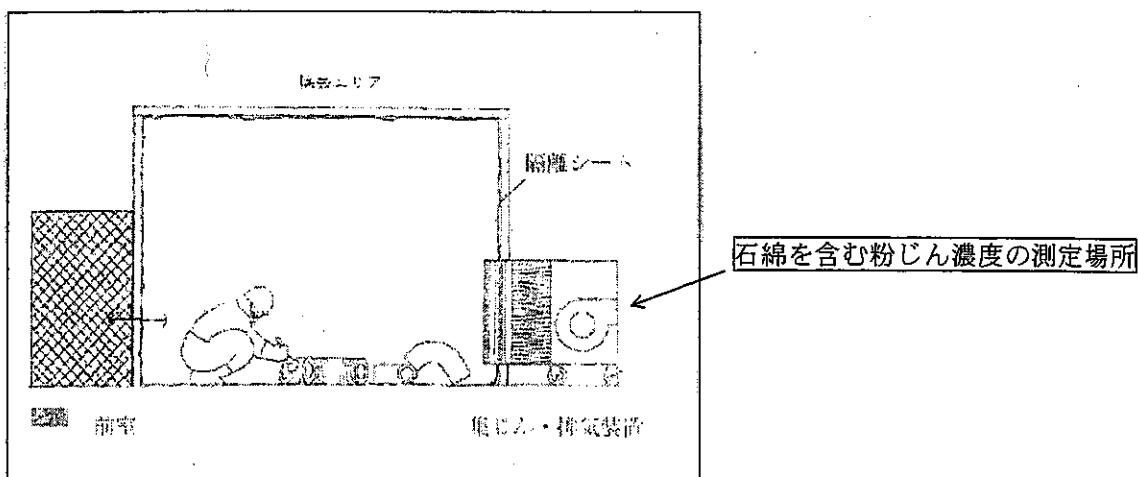
平成26年5月に大気汚染防止法施行規則が改正され、特定粉じん排出等作業を伴う解体等を行う施工者に対し、「集じん・排気装置の排気口」において、粉じん濃度測定を行うことにより、集じん・排気装置の正常稼働を確認することが義務付けられた(H26.5.7公布、H26.6.1施行)。

これに伴い、鳥取県石綿健康被害防止条例施行規則で規定する「事業者が行う調査等」についても、解体等の作業中に「集じん・排気装置の排気口」において粉じん濃度測定を行うことを義務付けた。(H26.5.30公布、H26.6.1施行)。

2 主な事業内容

粉じん濃度測定機器の購入	金額	配備先
粉じん濃度測定機器 (408千円×3台分)	1,224千円	東部生活環境事務所 中部・西部総合事務所

(作業のイメージ)



図「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル(2014.3)」
(環境省水・大気環境局大気環境課)より

平成26年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

循環型社会推進課 (内線: 7562)

4目 環境保全費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
PCB廃棄物処理 対策推進事業	8,881	1,600	10,481				1,600	
トータルコスト	21,263	1,600	22,863	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.6人	0.0人	1.6人	補助金事務				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

低濃度PCB汚染機器処理支援事業補助金を活用した処理を希望する台数が当初予定を上回ったため、中小企業者等の意向に沿った早期処理を促進するため、不足額について増額補正する。

2 主な事業内容

補助金名	事業内容						
低濃度PCB汚染機器 処理支援事業補助金	<p>中小企業者等に対して、低濃度PCB汚染機器の処理経費を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理先: 低濃度PCB廃棄物無害化処理認定施設 ・補助率: 処分経費の1/2 (上限100千円/台) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>当初予算額 (A)</th> <th>実施見込額 (B)</th> <th>補正予算額 (B-A)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,500千円 (55台)</td> <td>7,100千円 (71台)</td> <td>1,600千円 (16台)</td> </tr> </tbody> </table>	当初予算額 (A)	実施見込額 (B)	補正予算額 (B-A)	5,500千円 (55台)	7,100千円 (71台)	1,600千円 (16台)
当初予算額 (A)	実施見込額 (B)	補正予算額 (B-A)					
5,500千円 (55台)	7,100千円 (71台)	1,600千円 (16台)					

3 これまでの取組状況、改善点

- ・県内事業者が国の無害化認定を受け(平成25年8月)、県内の処理環境が改善したことから、電気保安関係団体等と連携して、未届PCB廃棄物の届出等を促進する。
- ・関係団体等の研修会でPCB廃棄物の適正な取扱い、県補助金制度を周知する。
- ・補助申請状況(H26年8月時点): 補助金申請: 17事業者(43台)
事前相談: 12事業者(28台)

<低濃度PCB汚染機器の保管・処理状況(H25年8月)>

	(a) 届出・使用	(b) 処理済	(b/a) 処理率
県内全体	923台	169台	18%
中小企業等	375台	50台	13%

※PCB特措法による処理期限は平成39年3月

平成26年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

3項 観光費

1目 観光費

砂丘事務所 (0857-22-0582)

(単位：千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取砂丘新発見伝事業	10,271	〔債務負担行為〕 10,000 0	〔債務負担行為〕 10,000 10,271				〔債務負担行為〕 10,000 0	
トータルコスト	21,880	0	21,880	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	1.5人	0.0人	1.5人	イベントの公募・審査・広報・実施支援、補助金交付等				
工程表の政策目標(指標)	砂丘における魅力的な情報発信、イベントの実施							
事業内容の説明								
1 事業の目的・概要								
<p>鳥取砂丘の新しいイメージを創出し、広く全国に向けた情報発信を行うため、鳥取砂丘の新たな魅力を発見する様々なイベントを民間から公募し、各イベント主催者に補助金を交付する「鳥取砂丘新発見伝事業」(実施主体：鳥取砂丘再生会議)について、年度当初から実施予定のイベントがある場合、イベントの準備や広報などに期間を要するため、次年度に実施するイベントの公募・決定を本年度中に行う必要がある。</p> <p>この事業を計画的かつ効率的に実施するため、平成27年度実施に係る経費について債務負担行為を設定するものである。</p>								
2 主な事業内容								
(1) 鳥取砂丘新発見伝イベントについて								
平成27年度分は、平成26年11月から公募を行い、平成27年2月までに実施イベントを決定する予定。								
(2) 平成27年度事業費 20,000千円								
(負担内訳)								
鳥取県 10,000千円								
鳥取市 10,000千円								
(3) スケジュール								
平成26年11月～平成27年1月				イベント公募				
平成27年 1月～平成27年2月				応募イベントの審査、開催イベント決定				
平成27年 2月～平成27年4月				各イベントの準備・広報				
平成27年 4月以降				各イベントの実施				

平成26年度一般会計補正予算説明資料

4款 衛生費

2項 環境衛生費

くらしの安心推進課(内線:7185)

3目 環境衛生連絡調整費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
生活衛生向上推進事業	21,891	500	22,391				500	
トータルコスト	51,299	500	51,799	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	3.8人	0.0人	3.8人	補助金交付、営業許可、監視等				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

公衆浴場の運営及び利用促進事業に対して市が行う補助事業に県が助成している公衆浴場確保対策費市町村補助事業について、新たに助成を希望する施設があることから、公衆浴場の安定と地域住民の保健衛生を確保するため増額補正する。

2 主な事業内容

- ・補助対象・・・燃油使用量、光熱費等を削減できる公衆浴場の機器・施設
- ・補助率・・・市の助成額の1/2(上限500千円/施設)

※1施設2,000千円上限(負担率:事業実施主体1/2、県1/4、市1/4)

市町村	当初施設数	当初予算 (千円)	補正後施設数	補正額 (千円)	執行見込 (千円)
鳥取市	0	0	1	500	500
倉吉市	0	0	0	0	0
米子市	1	500	1	0	500
計	1	500	2	500	1,000

平成26年度一般会計補正予算説明資料

8款 土木費

6項 住宅費

住まいまちづくり課 (内線: 7408)

2目 住宅建設費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳			備考
				国庫支出金	起債	その他	
環境にやさしい木の住まい助成事業	82,507	17,236	99,743				17,236
トータルコスト	85,603	17,236	102,839	(補正に係る主な業務内容)			
従事する職員数	0.4人	0.0人	0.4人	申請書等の審査、中間確認、完成検査、補助金支払			
工程表の政策目標(指標)	-						

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

(1) 目的

県産材の需要拡大等による環境保全及び地場産業の振興に資する木造住宅の建設を促進するため、県産材及び伝統技術等を活用した住宅の建設等に対して助成を行う。

(2) 概要

平成25年度に交付決定し、平成26年度に完成する住宅への支払いについて、駆け込み需要による職人・資材不足等により想定以上の物件の完成が平成26年度にずれ込んだ為、当初予算を超えた債務負担の件数が見込まれたことから、不足額について増額補正する。

(当初予算: 新築130戸、改修13戸→実際: 184戸、改修12戸)

《補正額算出根拠》

A: H26年度当初予算	82,507千円	新築130戸 改修13戸
B: H26年度支払済(8月7日時点)	70,291千円	新築131戸 改修10戸
C: 今後支払予定額	29,452千円	新築 53戸 改修 2戸
D: 不足額	17,236千円	D=A-(B+C)

(交付決定済)
新築184戸
改修 12戸

2 主な事業内容

次の要件を満たす住宅の新築及び改修を行う者に対し助成を行う。

- ・県産材を新築15㎡以上、改修0.3㎡以上を使用
- ・県内に本拠地を置く設置業者によって施工

《新築》最大90万円

助成項目	助成額
県産材	上限40万円
県産JAS製材(上乘助成)	上限18万円
伝統技術(上乘助成)	定額15万円
環境配慮住宅(上乘助成)	定額 5万円
長期優良住宅(上乘助成)	定額10万円
履歴情報保管住宅(上乘助成)	定額 2万円

※各種諸要件あり

《改修》最大29万円

助成項目	助成額
県産材	上限20万円
県産JAS製材(上乘助成)	上限 9万円

※各種諸要件あり

3 これまでの取組状況、改善点

県産材活用の係る消費者の意識向上及び地域産業・伝統文化の振興等に継続して取り組み、県産材利用の拡大・定着を推進した。

平成26年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	4款 衛生費								
				うち生活環境部					
							2項 環境衛生費		
款項目	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	158,441	1,203	159,644	66,580		66,580	48,279		48,279
2 給料	1,459,130		1,459,130	746,188		746,188	325,072		325,072
3 職員手当等	787,952		787,952	379,620		379,620	167,703		167,703
4 共済費	548,370	153	548,523	278,987		278,987	124,021		124,021
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 貸金	9,905		9,905						
8 報償費	44,000	176	44,176	9,384		9,384	9,213		9,213
9 旅費	75,619	95	75,714	32,421		32,421	26,627		26,627
費用弁償	11,438	82	11,520	6,512		6,512	6,184		6,184
普通旅費	37,108		37,108	17,439		17,439	12,548		12,548
特別旅費	27,073	13	27,086	8,470		8,470	7,895		7,895
10 交際費									
11 需用費	275,207	82	275,289	110,780		110,780	64,284		64,284
12 役務費	65,982	908	66,890	29,562		29,562	25,836		25,836
13 委託料	997,912	3,350	1,001,262	516,123		516,123	440,153		440,153
14 使用料及び賃借料	79,269	60	79,329	41,800		41,800	34,711		34,711
15 工事請負費	258,942		258,942	258,942		258,942	255,061		255,061
16 原材料費									
17 公有財産購入費									
18 備品購入費	78,050	3,546	81,596	67,433	1,224	68,657	54,671	1,224	55,895
19 負担金、補助及び交付金	5,980,115	53,617	6,033,732	766,518	2,100	768,618	743,786	2,100	745,886
20 扶助費	1,293,201		1,293,201						
21 貸付金	898,253		898,253						
22 補償、補填及び賠償金									
23 償還金、利子及び割引料									
24 投資及び出資金									
25 積立金	19,638		19,638	9,774		9,774	9,774		9,774
26 寄附金	30,500		30,500						
27 公課費	37		37						
28 繰出金									
予備費									
計	13,060,523	63,190	13,123,713	3,314,112	3,324	3,317,436	2,329,191	3,324	2,332,515
財源									
国庫支出金	1,497,741	52,971	1,550,712	282,320		282,320	282,320		282,320
地方債	37,000		37,000	25,000		25,000	25,000		25,000
その他	2,472,621	4	2,472,625	214,636		214,636	209,070		209,070
訳一般財源	9,053,161	10,215	9,063,376	2,792,156	3,324	2,795,480	1,812,801	3,324	1,816,125

平成26年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

款項目 節						
	2項 環境衛生費					
	3目 環境衛生連絡調整費			4目 環境保全費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	258		258	45,219		45,219
2 給料						
3 職員手当等						
4 共済費				6,287		6,287
5 災害補償費						
6 恩給及び退職年金						
7 貸金						
8 報償費	97		97	8,121		8,121
9 旅費	863		863	22,898		22,898
費用弁償	38		38	5,854		5,854
普通旅費	825		825	9,699		9,699
特別旅費				7,345		7,345
10 交際費						
11 需用費	2,273		2,273	40,308		40,308
12 役務費	1,412		1,412	20,884		20,884
13 委託料	547		547	424,512		424,512
14 使用料及び賃借料	860		860	29,952		29,952
15 工事請負費				255,061		255,061
16 原材料費						
17 公有財産購入費						
18 備品購入費				50,356	1,224	51,580
19 負担金、補助及び交付金	19,287	500	19,787	723,446	1,600	725,046
20 扶助費						
21 貸付金						
22 補償、補填及び賠償金						
23 償還金、利子及び割引料						
24 投資及び出資金						
25 積立金				9,774		9,774
26 寄附金						
27 公課費						
28 繰出金						
予備費						
計	25,597	500	26,097	1,636,818	2,824	1,639,642
財源						
国庫支出金	8,280		8,280	265,382		265,382
地方債				25,000		25,000
その他	3,510		3,510	86,523		86,523
一般財源	13,807	500	14,307	1,259,913	2,824	1,262,737

平成26年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

款項目 節	8款 土木費								
	うち生活環境部						6項 住宅費		
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	312,836		312,836	37,259		37,259	36,020		36,020
2 給料	1,983,678		1,983,678	217,946		217,946	188,394		188,394
3 職員手当等	997,637		997,637	109,155		109,155	94,355		94,355
4 共済費	763,137		763,137	82,436		82,436	71,764		71,764
5 災害補償費									
6 恩給及び退職年金									
7 貸金	500		500						
8 報償費	10,395		10,395	2,774		2,774	90		90
9 旅費	36,779		36,779	5,428		5,428	3,053		3,053
費用弁償	3,706		3,706	571		571	150		150
普通旅費	29,964		29,964	3,652		3,652	2,902		2,902
特別旅費	3,109		3,109	1,205		1,205	1		1
10 交際費									
11 需用費	825,184		825,184	61,852		61,852	60,017		60,017
12 役務費	170,443		170,443	15,885		15,885	13,791		13,791
13 委託料	7,064,154	47,690	7,111,844	887,171		887,171	378,641		378,641
14 使用料及び賃借料	266,059		266,059	21,792		21,792	16,908		16,908
15 工事請負費	25,876,600	28,000	25,904,600	1,555,151		1,555,151	1,420,904		1,420,904
16 原材料費	3,790		3,790						
17 公有財産購入費	895,708		895,708						
18 備品購入費	278,191	762	278,953	9,270		9,270	100		100
19 負担金、補助及び交付金	8,376,962	17,236	8,394,198	913,849	17,236	931,085	636,213	17,236	653,449
20 扶助費									
21 貸付金	12,876		12,876	12,876		12,876	12,876		12,876
22 補償、補填及び賠償金	1,636,008		1,636,008	17,815		17,815	11,812		11,812
23 償還金、利子及び割引料	1,500		1,500						
24 投資及び出資金									
25 積立金	30,565		30,565	30,445		30,445	30,445		30,445
26 寄附金									
27 公課費	6,877		6,877						
28 繰出金	10,293		10,293	10,293		10,293			
予備費									
計	49,560,172	93,688	49,653,860	3,991,397	17,236	4,008,633	2,975,383	17,236	2,992,619
財源									
内 国庫支出金	15,963,223		15,963,223	909,665		909,665	902,163		902,163
地方債	15,709,000		15,709,000	676,000		676,000	676,000		676,000
その他	2,414,969	28,870	2,443,839	915,579		915,579	726,041		726,041
訳 一般財源	15,472,980	64,818	15,537,798	1,490,153	17,236	1,507,389	671,179	17,236	688,415

平成26年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書 (生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目			
		補正前	補正額	補正後
	6項 住宅費			
	2目 住宅建設費			
1	報酬	8,504		8,504
2	給料			
3	職員手当等			
4	共済費	1,348		1,348
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金			
8	報償費	90		90
9	旅費	51		51
	費用弁償			
	普通旅費	50		50
	特別旅費	1		1
10	交際費			
11	需用費	50		50
12	役務費	30		30
13	委託料	81,712		81,712
14	使用料及び賃借料	20		20
15	工事請負費	1,285,706		1,285,706
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	100		100
19	負担金、補助及び交付金	543,313	17,236	560,549
20	扶助費			
21	貸付金	12,876		12,876
22	補償、補填及び賠償金	11,812		11,812
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金	30,445		30,445
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金			
	予備費			
	計	1,976,057	17,236	1,993,293
財	国庫支出金	892,973		892,973
源	地方債	676,000		676,000
内	その他	47,707		47,707
訳	一般財源	359,377	17,236	376,613

平成26年度 9月補正予算歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	生活環境部 合計		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	131,750		131,750
2	給料	1,008,462		1,008,462
3	職員手当等	510,975		510,975
4	共済費	381,360		381,360
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	賃金			
8	報償費	19,559		19,559
9	旅費	48,229		48,229
	費用弁償	8,422		8,422
	普通旅費	27,326		27,326
	特別旅費	12,481		12,481
10	交際費			
11	需用費	193,391		193,391
12	役務費	54,251		54,251
13	委託料	1,512,926		1,512,926
14	使用料及び賃借料	71,526		71,526
15	工事請負費	1,946,750		1,946,750
16	原材料費			
17	公有財産購入費			
18	備品購入費	106,588	1,224	107,812
19	負担金、補助及び交付金	2,009,921	19,336	2,029,257
20	扶助費			
21	貸付金	13,076		13,076
22	補償、補填及び賠償金	17,815		17,815
23	償還金、利子及び割引料			
24	投資及び出資金			
25	積立金	58,335		58,335
26	寄附金			
27	公課費			
28	繰出金	10,293		10,293
	予備費			
	計	8,095,207	20,560	8,115,767
財 源 内 訳	国庫支出金	1,515,686		1,515,686
	地方債	701,000		701,000
	その他	1,187,275		1,187,275
	一般財源	4,691,246	20,560	4,711,806

節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
4款 衛生費	
2項 環境衛生費	
3目 環境衛生連絡調整費	
負担金、補助及び交付金	500
・公衆浴場確保対策費市町村補助金	
4目 環境保全費	
負担金、補助及び交付金	1,600
・低濃度PCB汚染機器処理支援事業補助金	
8款 土木費	
6項 住宅費	
2目 住宅建設費	
負担金、補助及び交付金	17,236
・鳥取県木の住まい建設資金補助金	

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

追加

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国庫支出金	地方債	その他	
平成26年度 原子力環境センター(仮称) 機器等整備事業費	61,257			平成27年度	61,257	61,257			0
平成26年度 鳥取砂丘新発見伝事業費 負担金	10,000			平成27年度	10,000				10,000

件名	議会の委任による専決処分の報告について (13) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部改正について (平成26年8月26日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、平成26年8月26日専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正 市町村が処理する鳥獣の捕獲等の許可等の事務の中に、公務所等への照会の事務が含まれることを明記する。</p> <p>(2) 施行期日は、公布日とする。</p>

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
8の2 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの</u>	略	8の2 <u>母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの</u>	略
略		略	
26 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可(被害の防止を目的とする <u>鳥獣(クマ並びにヘラサギ、ホンドモモンガ、ヤマネ、オオハクチョウ、シノリガモ、ハイロチュウヒ、コミミズク、コノハズク、カヤクグリ及びホシガラスを除く。)</u> の捕獲等及び鳥類(カルガモ、キジバト、ドバト、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワウ、ダイサギ、チュウサギ、アオサギ及びコサギに限る。)の卵の採取等に係るものに限る。 (2)から(16)までにおいて同じ。 (2)～(22) 略 (23) 第75条第1項の規定による報告の徴収(この項に規定する事務に係るものに限る。(24)及び <u>(25)において同じ。)</u>	略	26 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可(被害の防止を目的とする <u>狩猟鳥獣(クマを除く。)</u> 又は <u>狩猟鳥獣以外の鳥獣</u> でヘラサギ、ホンドモモンガ、ヤマネ、オオハクチョウ、シノリガモ、ハイロチュウヒ、コミミズク、コノハズク、カヤクグリ及びホシガラス <u>以外のもの</u> の捕獲等(かすみ網を使用する <u>方法以外の猟法を用いるものに限る。)</u> 及びカルガモ、キジバト、ドバト、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワウ、ダイサギ、チュウサギ、アオサギ又はコサギの卵の採取等に係るものに限る。(2)から(16)までにおいて同じ。 (2)～(22) 略 (23) 第75条第1項の規定による報告の徴収(この項に規定する事務に係るものに限る。(24)において同じ。)	略

(24) 略		(24) 略	
(25) <u>第75条の2の規定による公務所等への照会</u>			
略		略	
28 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの	略	28 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの	略
(1) 第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等の許可（被害の防止を目的とする鳥獣（クマに限る。）の捕獲等に係るものに限る。（2）から（16）までにおいて同じ。）		(1) 第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等の許可（クマによる被害の防止を目的とするものに限る。以下この項において同じ。）	
(2)～(16) 略		(2)～(16) 略	
(17) 第75条第1項の規定による報告の徴収（この項に規定する事務に係るものに限る。（18）及び（19）において同じ。）		(17) 第75条第1項の規定による報告の徴収（この項に規定する事務に係るものに限る。（18）において同じ。）	
(18) 略		(18) 略	
(19) <u>第75条の2の規定による公務所等への照会</u>			
略		略	

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表26の項及び28の項の改正規定は、公布の日から施行する。